

後期高齢者医療制度の保険料率等改定のお知らせ

■令和4・5年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率の改定を行いました。

令和2・3年度の保険料率		⇒	令和4・5年度の保険料率	
所得割率	9.64%		所得割率	9.57%
被保険者均等割額	48,765円	被保険者均等割額	49,398円	

■保険料賦課限度額の改定について

令和4年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

令和3年度まで	⇒	令和4年度から
64万円		66万円

■令和4年度の保険料の計算方法について

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(所得金額－基礎控除額*) × 所得割率9.57%</td> </tr> </tbody> </table>	所得割額	(所得金額－基礎控除額*) × 所得割率9.57%	+	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者一人当たり 49,398円</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者均等割額	被保険者一人当たり 49,398円	=	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【限度額66万円 (100円未満切捨て)】</td> </tr> </tbody> </table>	保険料(年額)	【限度額66万円 (100円未満切捨て)】
所得割額										
(所得金額－基礎控除額*) × 所得割率9.57%										
被保険者均等割額										
被保険者一人当たり 49,398円										
保険料(年額)										
【限度額66万円 (100円未満切捨て)】										

※基礎控除額

- 合計所得金額2,400万円以下の場合、基礎控除額43万円
- 合計所得金額2,400万円超2,450万円以下の場合、基礎控除額29万円
- 合計所得金額2,450万円超2,500万円以下の場合、基礎控除額15万円
- 合計所得金額2,500万円超の場合、適用なし

■令和4年度の被保険者均等割額の軽減について

所得の低い方に対しては、被保険者均等割額の軽減措置を適用します。

被保険者均等割額を 7割軽減	所得金額の合計(※1)が 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
被保険者均等割額を 5割軽減	所得金額の合計(※1)が 43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
被保険者均等割額を 2割軽減	所得金額の合計(※1)が 43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯

(※1)世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額)

(※2)給与所得者等とは、給与所得を有する者(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得を有する者(65歳未満の者にとっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、65歳以上の者にとっては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)をいいます。

問合先 愛知県後期高齢者医療広域連合管理課保険料グループ ☎ 955・1223
保険医療課 福祉医療係 ☎ 444・3168 FAX 443・3555